

愛知県消防学校教育訓練の5か年計画

第1 策定の背景

火災や災害から住民の生命、身体及び財産を保護すること等を目的とする消防行政は、地域において福祉や文化などの充実・発展を図る上での基盤をなすものであり、国・県・市町村の最も基本的な行政活動で重要な責務である。

近年、消防行政を取り巻く状況は、ビル火災、地震災害、鉄道事故災害などの複雑多様な災害が発生している。

特に、本県を含むこの地域では、東日本大震災以降、南海トラフ地震の発生が危惧されており、加えて放射性物質、毒・劇物、ガス、火薬類を始めとする特殊な物質に起因する災害への対応能力の向上も重要な課題となっている。

このため、愛知県消防学校（以下「本校」という。）には、消防職員・団員等へこれら災害に的確な対応ができる能力や技術の向上を目指し、育成する訓練の科・課程の教育が求められていることから、引続き隣接する名古屋市消防学校（名古屋市消防局）と連携を図り、教育訓練の充実・強化を進めるとともに、本校の施設等の整備を行うことにより、県内消防力の底上げを促し、県内一丸となって、将来予測される大規模災害への対応に備えていくことを視野に入れて策定するものである。

また、南海トラフ地震などの大規模災害時に、県内の防災活動拠点の後方支援にあたる「愛知県基幹的広域防災拠点」を新たに整備するにあたって、その中核施設として消防学校を活用することを検討していることから、本件についても連携を図りながら策定するものである。

第2 育成の考え方

- 1 実施計画は、「消防学校の教育訓練の基準」（改正：平成29年2月8日消防庁告示第5号。以下「基準」という。）に基づいて実施する。
- 2 教育訓練の科・課程は、知事承認を得た当該年度の実施計画に基づいて実施する。
- 3 実施計画の適用は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、教育訓練の科・課程の内容、実施回数、年度等は、社会情勢等の変化、併せて「愛知県基幹的広域防災拠点」に適切に対応するため、必要に応じ見直し改訂する。
- 4 消防職員・団員等に、人間性豊かになるように育成を図り、能力を最大限に発揮させ、消防の本質と消防の責務、また、法令順守を正しく認識させる。
- 5 消防職員・団員等に、自発的な態度で、粘り強さと気骨を尊び、質実と礼節を重んじさせ、消防活動に必要な規律と節度を育成する。
- 6 消防職員・団員等に、社会事象を確実にとらえられる判断能力及び実践力を養い、時代の要請に的確に即応できる消防防災に関する高度で専門的な知識と技術の習得を図る。
- 7 消防職員・団員等に、人格の向上、旺盛な気力と体力の錬成を図り、責任と連帯意識を高めるとともに、深い友情を確立させる。
- 8 消防職員・団員等に、寮生活を通じて品位と良識を備えた人格の向上及び集団行動の重要性を体得並びに協同精神の醸成を図る。

第3 教育訓練の科・課程

実施する教育訓練の科・課程は、次のとおりとする。

1 消防職員教育（15科）

（1）初任科

- ① 初任教育を修了し、現地に配属後、直ちに警防隊員として活動できる。
- ② 毎年2回（期）実施する。

（2）警防科

- ① 災害現場における各級指揮者として、警防業務に係る専門知識と技術の向上を図り、困難を伴う消防活動などにおいて、災害の態様に応じて隊員の安全確保に配慮しつつ、適切・効果的な消防戦術を指揮できる。
- ② 毎年1回（期）実施する。

（3）予防査察科：令和5年度及び令和7年度

- ① 査察業務に関する専門的知識及び技能を習得し、厳正で公平な査察及び重大な違反対象物に対する是正指導、権限行使ができる。
- ② 隔年で年1回（期）実施する。

（4）危険物科：令和4年度、令和6年度及び令和8年度

- ① 危険物施設の許認可、規制等に係る専門知識を習得し、これらの知識を適切に活用して、必要な行政事務を的確に処理できる。
- ② 隔年で年1回（期）実施する。

（5）火災調査科

- ① 火災原因調査に係る専門知識及び技能を習得し、これらの知識を適切に活用して、火災調査業務を的確に遂行できる。
- ② 令和4年度から令和7年度までは、名古屋市消防学校と共同開催する。
- ③ 毎年1回（期）実施する。

（6）救急科

- ① 救急医学に関する基礎知識に基づき、応急処置時における的確な観察・判断能力、応急処置に必要な専門的技能を習得し、救急隊員として活動できる。
- ② 毎年3回（期）実施する。

（7）救助科

- ① 救助活動に係る基本的な技能、技術を習得し、救助隊員として活動できる。
- ② 毎年1回（期）実施する。

（8）初級幹部科：令和5年度及び令和8年度

- ① 初級幹部として、旺盛な職務遂行の意欲にあふれ、消防行政の現状や課題を理解し、上司の補佐及び部下の指導を行い、業務を遂行できる。また、部隊（小隊）の指揮者として、各種災害事象に対する基本的な消防戦術を理解し、災害現場において、部隊（小隊）を適切・効果的に指揮ができる。
- ② 中級幹部科、上級幹部科と3年周期で年1回（期）実施する。

（9）中級幹部科：令和6年度

- ① 中級幹部として、消防行政の動向を理解しており、迅速かつ的確な意思決定により、上司の補佐及び部下の指揮監督を行い、組織を管理運営できる。
- ② 初級幹部科、上級幹部科と3年周期で年1回（期）実施する。

(10) 上級幹部科：令和4年度及び令和7年度

- ① 上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理、危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できる。
- ② 初級幹部科、中級幹部科と3年周期で年1回（期）実施する。

(11) はしご自動車等運用科

- ① はしご自動車等の運用を迅速、的確に実施できる。
- ② 毎年2回（期）実施する。

(12) 地震防災科

- ① 南海トラフ地震の発生メカニズムや被害予測への理解を深めるとともに、減災に向けた地域の防災力の担い手に対する研修や指導、防災教育ができる。
- ② 毎年1回（期）実施する。

(13) 指揮隊科

- ① 指揮隊長として、必要な現場指揮能力及び技術を習得し、災害現場において適切な指揮活動ができる。
- ② 毎年1回（期）実施する。

(14) 外傷・災害対応講習

- ① 隊長として、各種事故・各種災害による負傷者の外傷処置及び指揮・命令系統、各組織との連携について理解し、災害現場において適切な指揮及び業務の遂行ができる。
- ② 毎年1回（期）実施する。

(15) 水難救助科：令和4年度及び令和7年度

- ① 水難救助活動に係る潜水の理論並びに基本及び溺者救助を習熟し、さらに実践的応用力の技能を習得し、水難救助隊員として活動できる。
- ② 3年周期で年1回（期）実施する。

2 消防団員教育（7科・課程）

(1) 警防・機関科

- ① 火災防ぎょ活動に関する専門的知識と行動原則、自然災害や大規模災害における消防団の役割、道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を理解している。消防自動車を迅速・的確に運行できる技能を有している。災害現場においては、中核的な活動が遂行できる。
- ② 毎年1回（期）実施する。

(2) 初級幹部科

- ① 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領、安全管理の重要性について深く理解している。地域住民に対して防災指導が行える。
- ② 毎年1回（期）実施する。

(3) 指揮幹部科

① 現場指揮課程

- ア 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有している。大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎょ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全

管理の知識及び技術を有し、自主防災組織等に対して防災指導を行える。

イ 毎年1回(期)実施する。

② 分団指揮課程

ア 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有している。各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解している。

イ 毎年1回(期)実施する。

(4) 女性消防団員教育科(1日入校)

① 女性消防団員として、必要な知識と技能が備わる。

② 毎年1回(期)実施する。

(5) 特別教育科(1日入校)

① 消防団員として、必要な知識と技能が備わる。

② 毎年1回(期)実施する。

(6) 操法個別指導会

① 消防団員として必要なポンプ車操法及び小型ポンプ操法の知識と技能が備わる。

② 毎年1回実施する。

(7) 移動消防学校(現地教育訓練)

① 消防団員として、必要な知識と技能が備わる。

② 必要に応じて実施する。

なお、消防団教育は、団員の教育訓練の機会を増やすため、科・課程によって、原則、土・日曜日等の休日開催の実施に努める。

3 一般教育(4科)

(1) 自衛防災要員等教育科

① 石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所の自衛防災要員及び一般企業の自衛消防隊員として、警防活動に必要な知識と技能が備わる。

② 毎年1回(期)実施する。

(2) 女性消防クラブ指導者科

① 女性消防クラブの指導者として、消防防災に関する知識及び技能が備わる。

② 毎年1回(期)実施する。

(3) 女性消防クラブ特別教育科(1日入校)

① 女性消防クラブ員及びその指導者として、消防防災に関する知識及び技能が備わる。

② 必要に応じて実施する。

(4) 少年消防クラブ指導科(BFC1日入校)

① 少年消防クラブ員及びその指導者として、消防防災に関する知識が備わる。

② 毎年1回(期)実施する。

第4 適用

この計画は、令和5年4月1日から適用する。